

**将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（案）に関する
意見募集について**

【※氏 名】 [一般社団法人新経済連盟]

【職業（任意）】 [経済団体]

【※住所】 [東京都虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階]

【※電話番号】 [050-5835-0770]

【※御意見及びその理由】 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨も記載してください。

該当箇所	御意見・理由
第2の2（2）有利誤認表示として取り扱われない場合	<p>法律の規定に基づかずに「合理的かつ確実に実施される販売計画を有していたことを示す資料やデータ」及び「将来の販売価格で販売できない特段の事情が存在することを示す資料」の双方を必ず提出しなければならないとするのは適切ではない。前記資料の提出を求めるのであれば、まず有利誤認事案においても現行の景品表示法第7条第2項の規制（不実証広告規制）を適用する旨の法改正を行われたい。</p> <p>（理由）</p> <p>有利誤認は現行法上、不実証広告規制の対象ではなく、合理的な裏付けとなる資料の作成のみならず、それによる反証の負担を事業者に対して課すことは、優良誤認表示に関する不実証広告規制と同様の規制を法改正によることなく有利誤認表示の規制に持ち込むものであって、法律によらず事業者に新たな義務を生じさせるものであるため。</p>
その他	<p>本件の検討においては、「意見交換会」と称して一部の学者のみが委員として選ばれて議論が進められているが、今後の同一・類似の課題の検討に当たっては、少なくとも「行政運営上の懇談会等」として開催し、委員構成も実務に詳しい経済界の代表者も選任の上、その者の意見を聴くようにされたい。</p> <p>（理由）</p> <p>景品表示法の規定は、あらゆる業種の事業者に大きく影響を与えることから、法改正等の検討に当たってはそれらの者の意見を十分に聴取の上、適切な方向性をもって進める必要があると考えられるため。</p>

<p>その他</p>	<p>本件の検討においては、「意見交換会」と称して議事が非公開・議事概要の掲載に留まっているところ、オンライン開催であれば議事も公開し、議事の記録も議事概要でなく議事録を掲載されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本件は、実質的に事業者に影響の及ぶ法執行方針の検討であり、事業者にとってはその検討過程が重要視される場所、情報公開が不十分であると考えられるため。</p>
------------	---

注意事項

- ① ※印の項目は必ず記入してください。
- ② 「該当箇所」欄に、執行方針(案)の該当箇所(例:第2の2(3)将来の販売価格での販売期間)を記載した上で、御意見とその理由を記載してください。なお、同じ箇所でも複数の御意見がある場合には、行を分けて記載してください(行が足りない場合には適宜行を追加してください)。